

◎新潟県選挙管理委員会告示第37号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することのできる施設について、長岡市選挙管理委員会から、次のとおり指定内容の異動及び指定の取消しがあった旨の報告があった。

令和8年4月28日

新潟県選挙管理委員会

委員長 桜井 甚一

1 指定内容に異動があった施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積（㎡）	指定内容 異動年月日
長岡市与板地域交流 拠点施設 （旧長岡市よいたコ ミュニティセンター）	長岡市与板町与板甲 134番地 （旧長岡市与板町与 板乙2469番地1）	多目的ホール1 多目的ホール2 ミーティングルーム 音楽・活動ルーム （旧多目的ホール（ステ ージ含む））	172.00 77.00 62.00 57.00 （旧200.00）	令和8年4月10日

2 指定を取り消した施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積（㎡）	指定内容 異動年月日
長岡市上川西コミュ ニティセンター分室	長岡市下柳2丁目5 番29号	講堂 和室1及び和室2	203.50 55.08	令和8年4月10日